第３次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表（総評・課題）

めざす社会のすがた：「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」

評価	「実施」・「成果」・「課題」等
B 【一定程度の推進が図れた】	本推進計画の３年目となる平成２８年度については、計画に位置付けた６つの課題等に対し、前年度の取り組み実績や成果等を踏まえながら、市が目指す男女共同参画社会の形成に向け、諸施策の積極的な推進に努めたところである。また、各施策レベルでは、重点項目として設定した施策や市のＤＶ防止計画として位置付けた施策など、各分野の特性に応じた取り組みを着実に進めたところである。 課題等をはじめ、各階層における評価の内訳は下表のとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本市の平成２８年度の取り組みは、めざす社会のすがた「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現に向け、一定程度の推進が図れたものと判定する。 その一方で、取り組みレベルでは、実績、評価とも前進したものが見られるものの、依然として成果が不十分な取り組みも少なからず見受けられた。このような成果が不十分な取り組みについては、その要因を分析、検証しつつ、具体的な改善方法等を明らかにした上で、的確な対応策を講じる必要がある。なお、成果が認められた取り組みについても、男女共同参画の視点から更なる改善の余地があることに留意すべきである。

単位：件

課題、施策の方向、基本的施策の評価段階	計画全体の評価一覧			重点項目の評価一覧		ＤＶ防止計画の評価一覧	
	課題等（6）	施策の方向（14）	基本的施策（30）	施策の方向（2）	基本的施策（4）	施策の方向（1）	基本的施策（4）
Ａ：十分な推進が図れた	0	3	6	1	1	0	0
Ｂ：一定程度の推進が図れた	6	9	22	1	3	1	4
Ｃ：あまり推進が図れていない	0	2	2	0	0	0	0
Ｄ：推進が図れていない	0	0	0	0	0	0	0

取り組みの評価段階	計画全体の評価一覧	重点項目の評価一覧	ＤＶ防止計画の評価一覧
	取り組み（93）	取り組み（16）	取り組み（12）
５：十分に取り組まれた	12	3	0
４：概ね取り組まれた	25	6	2
３：一定程度取り組まれた	44	7	10
２：あまり取り組まれていない	9	0	0
１：全く取り組まれていない	0	0	0
評価対象外	3	0	0

（ ）内の数値は各段階の合計数

課　　題		評価	「実　施」・「成　果」・「課　題」
1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	B	男女共同参画に関する各種イベントや講座・研修等を開催し、学習機会や情報交流の場を提供することで、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図った。また、教育や学習の分野では、指導内容に配慮しながら、児童生徒の男女平等の視点に立った意識の定着を図り、更なる内容の充実に向け、教職員等のスキルアップのために自主的な取り組みを行っている。
2	あらゆる分野における男女共同参画の実現	B	農業においては、家族経営を基本とした農業における女性の経営参画を促すことで、意思決定の場への女性の参画を促進した。また、女性の視点から子育て家庭や女性の意見を踏まえた防災備蓄品の整備や、消防団への女性の入団促進など、防災の分野における男女共同参画の推進に努めた。なお、事業所等への男女共同参画の促進に関する働きかけについては、いまだ、その取り組みに工夫や改善の余地がある。
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	B	幼児教育・保育においては、幼稚園における教育時間前後や夏季休業期間の預かり保育の実施に対する支援など、保護者のより充実した社会参加のための取り組みを進めた。また、ファミリー・サポート・センターの広域連携のための利用促進の準備など、仕事と生活の両立に向けた取り組みの充実を図った。なお、事業所等へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きかけに関しては、その意識醸成を図るため、取り組みに更なる工夫を要する。
4	男女の生涯を通じた健康づくりの支援	B	性差に配慮した情報の収集・提供や健康診査、相談業務など、性別や年代に応じた健康づくりを支援するとともに、４月には母子健康包括支援センターとなる「マタニティ・ベビー相談室」を開設し、妊産婦支援の場を拡充した。また、市内中学校と協力し、学校ごとの問題に応じた思春期健康教育を実施することで、生徒の性に関する正しい理解を促した。今後も、正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談業務等の充実を図るなど、性差や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組む必要がある。
5	ＤＶ等の暴力の根絶	B	ＤＶ防止等に関する広報・啓発を継続して実施するとともに、相談体制の連携を強化し、保護体制の充実を図ったことで、ＤＶ防止と被害者支援の取り組みを推進した。今後も、職員等の資質向上や、関係機関等との更なる連携が必要である。また、性犯罪に対する安全対策では、防犯灯、街路灯の新設、防犯カメラ設置協議、防犯パトロールの強化を図り、安心して暮らせる地域づくりを推進した。今後も犯罪抑制に向け、継続した取り組みを進めていく必要がある。
計画の推進	男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	B	研修会の開催や情報提供を通じて市職員・教員等の意識向上を図るとともに、女性職員の管理職への積極的な登用を進めたことで、市の推進体制を強化した。なお、職員のワーク・ライフ・バランスの推進については、職場環境の更なる改善を図りつつ、時間外勤務の縮減や各種制度の利用促進に取り組む必要がある。

評価の目安
Ａ：十分な推進が図れた　　Ｂ：一定程度の推進が図れた　　Ｃ：あまり推進が図れていない　　Ｄ：推進が図れていない

課　題　１　　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方向	基本的施策	取り組み
重点 (1) 市民の男女共同参画に対する理解の促進	①市民への男女共同参画に関する学習機会・情報の提供	1　男女共同参画に関する講座・研修の開催 2　講座・イベント等の開催における託児サービスの充実 3　効果的な情報発信の実施 4　男女共同参画に関するパンフレット等の発行 5　男女共同参画に関する情報紙の発行 6　男女共同参画に関する資料の整備・活用
	②男女共同参画に関する市民の交流の促進	7　男女共同参画に関するイベント等の開催 8　国際交流等での男女平等意識の促進
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	①幼児期における男女平等意識の啓発	9　保育所等における男女平等な保育の推進
	②男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進	10　可能性・個性を伸ばすキャリア教育の実施 11　男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進 12　学校における性教育の充実

評価の目安

基本的施策、施策の方向　　Ａ：十分な推進が図れた　　Ｂ：一定程度の推進が図れた　　Ｃ：あまり推進が図れていない　　Ｄ：推進が図れていない

取り組み　　５：十分に取り組まれた　　４：概ね取り組まれた　　３：一定程度取り組まれた　　２：あまり取り組まれていない　　１：全く取り組まれていない

課題　1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

●　施策の方向 「(1)市民の男女共同参画に対する理解の促進」　重点

評価：B

・ 基本的施策 「①市民への男女共同参画に関する学習機会・情報の提供」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
1	1-(1)-① **「男女共同参画に関する講座・研修の開催」** 男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。	政策推進課	主	4	任意団体である男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業により、男女共同参画に関する講座等を開催し、市民意識の向上を図った。	・料理教室「男性のための応援料理教室“家でつくる本格イタリアン”」(H28.8.21(日)) 〔参加者〕男性16名 ・環境学習会「女性をとりまく環境学習“女性と貧困～シングルマザーの現状から～”」(H28.10.13(木)) 〔参加者〕16名(女性14名、男性2名) 〔理解度〕大変参考になった14名　参考になった2名 ・災害時ワーク「避難所運営と災害時の女性の視点理解“いざという時の避難所シミュレーション・ワーク”」(H29.1.29(日)) 〔参加者〕14名(女性8名、男性6名) 〔理解度〕大変参考になった8名　参考になった6名	講座・研修の内容について、多くの方に参加いただけるよう更なる工夫が必要である。
2	1-(1)-① **「講座・イベント等の開催における託児サービスの充実」** 講座・イベント等の開催において、託児サービスを充実することにより子育て世代の男女の参加を促進します。	政策推進課	主	3	男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業において、託児サービスを提供し、子育て世代の参加促進を図った。	「女性をとりまく環境学習」(H28.10.13(木)) 〔託児定員数〕5名 〔託児利用者数〕0名 「避難所運営と災害時の女性の視点理解」(H29.1.29(日)) 〔保育定員数〕5名 〔保育利用者数〕0名	更なる周知を行い、託児サービスの利用促進を図るとともに、サービスを提供するイベントの裾野を広げる取り組みが必要である。
3	1-(1)-① **「効果的な情報発信の実施」** 男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページをはじめ、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。また、若い世代の男女に対する意識啓発を図るため、インターネットを介した情報発信手段の活用について検討します。	政策推進課	主	3	市政だより、市ホームページ、区・自治会回覧を活用し、広く市民に向けた情報発信を実施し、市民意識の向上を図った。また、男女共同参画フォーラム実行委員会が発行する広報紙等の支援を行うなど、周知に努めた。	・市政だより(3回) ・市ホームページ(随時更新) ・区・自治会回覧(1回) ・フォーラム実行委員会広報紙「和話輪」発行	フェイスブックやSNSを活用した情報発信を行うなど、若者世代への情報発信手段を検討する必要がある。
4	1-(1)-① **「男女共同参画に関するパンフレット等の発行」** 男女共同参画に関するパンフレット等を配布します。	政策推進課	主	3	男女共同参画週間ポスター、チラシ配布等により男女共同参画に関する情報の提供に努め、市民の男女共同参画に関する意識の向上を図った。	〔啓発方法等〕 市役所本庁舎及び第二庁舎へ設置 ・男女共同参画に関するポスター、チラシ、広報(国・県等) ・男女共同参画フォーラム実行委員会広報紙「和話輪」(第9号) ・DV防止チラシ等 〔「和話輪」配布先〕 ・保育所保護者(1,115部)、幼稚園保護者(1,494部)、認定こども園保護者(159部)、小学校保護者(5,004部)、中学校保護者(2,383部)、区・自治会回覧(2,899部)、窓口配架	チラシや広報紙の冊数は限られているため、ホームページ等の媒体等による広報を検討する必要がある。
5	1-(1)-① **「男女共同参画に関する情報紙の発行」** 市民との協働により情報紙を発行します。	政策推進課	主	4	男女共同参画フォーラム実行委員会編集の広報紙「和話輪」(第9号)の発行を支援し、これを広く配布することで、市民の男女共同参画に関する意識の向上を図った。	広報紙「和話輪」(第9号、H28.11発行) 〔発行部数〕15,000部 〔配布内容〕 配布先…保育所保護者(1,115部)、幼稚園保護者(1,494部)、認定こども園保護者(159部)、小学校保護者(5,004部)、中学校保護者(2,383部)、区・自治会回覧(2,899部)、窓口配架	更なる内容の充実と効果的な配架について、工夫が必要である。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　　　　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
6	1-(1)-① **「男女共同参画に関する資料の整備・活用」** 男女共同参画に関する図書やDVD等を整備し、活用を図ります。	図書館 政策推進課	主	3	男女共同参画に関する資料を整備することで市民への情報提供に努め、調査・研究の要望に応えるとともに、地域の人権意識の増進を図った。	〔資料収集状況〕 ・図書資料等 122タイトル 139冊 ・視聴覚資料 〔新しく収集した資料〕 図書資料等 6タイトル 6冊	引き続き資料の充実に努め、市民の興味関心を喚起して利用の促進を図る必要がある。

・ 基本的施策 「②男女共同参画に関する市民の交流の促進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
7	1-(1)-② **「男女共同参画に関するイベント等の開催」** 男女共同参画に関するイベント等を開催します。また、開催にあたっては、広く周知に努めます。	政策推進課	主	4	任意団体である男女共同参画フォーラム実行委員会の主催事業により、男女共同参画に関する講座等を開催し、市民意識の向上を図った。	・料理教室「男性のための応援料理教室“家でつくる本格イタリアン”」(H28.8.21(日)) 〔参加者〕男性16名 ・環境学習会「女性をとりまく環境学習“女性と貧困～シングルマザーの現状から～”」(H28.10.13(木)) 〔参加者〕16名（女性14名、男性2名） 〔理解度〕大変参考になった14名 参考になった2名 ・災害時ワーク「避難所運営と災害時の女性の視点理解“いざという時の避難所シミュレーション・ワーク”」(H29.1.29(日)) 〔参加者〕14名（女性8名、男性6名） 〔理解度〕大変参考になった8名 参考になった6名	県や自治体、その他関係団体との連携を視野に入れた、より効果的な開催手法について、検討する余地がある。
8	1-(1)-② **「国際交流等での男女平等意識の促進」** 姉妹都市交流を中心として、異文化を理解し、互いを尊重しあう国際感覚の醸成を促進します。	シティセールス推進課	関	3	姉妹都市派遣事業を実施し、参加者が、男女の役割等について日本との違いを発見、認識することで、今後の男女共同参画への理解と実践へのきっかけづくりを行った。	〔派遣先〕リバモア市 〔参加者〕市内中学生20名（男子2名・女子18名） 〔内容〕 事前のオリエンテーション等において、男女の役割等に関する日本との違いを観察する内容（項目）などの説明を行った。 〔アンケート結果〕 帰国後の参加者アンケートにおいて「日常生活での男女の関わり方や家事の分担に違いを感じた」などといった回答があった。	短期間訪問の上、一日のスケジュールは過密である。また、コミュニケーション能力の問題からも、違いを見つけるゆとりがない生徒も多い。 滞在中の会話の中で、何か気付いたことはあるか問いかけるなど、生徒の気付きを促す必要がある。

● 施策の方向 「(2)男女平等を推進する教育・学習の充実」

評価：B

・ 基本的施策 「①幼児期における男女平等意識の啓発」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
9	1-(2)-① **「保育所等における男女平等な保育の推進」** 不要に男女を区別することがないように保育を行います。また、幼稚園協会との連携を図りながら、幼稚園に対しても働きかけを行います。	保育課	関	3	保育所等に対して、子ども一人ひとりの発達の個人差に配慮しながら、固定的性別役割分担にとらわれることなく保育を行い、園児の男女平等意識の醸成を図った。 また、幼稚園に対しても、必要な情報提供などによる働きかけを行った。	〔不要に男女を区別するような保育があったという報告を受けた回数〕 0回 〔報告に対する指導回数〕 0回	幼少期からの男女平等教育が重要であることを確認し、保育者への意識啓発を更に進める必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A：十分な推進が図れた B：一定程度の推進が図れた C：あまり推進が図れていない D：推進が図れていない
取り組み 5：十分に取り組まれた 4：概ね取り組まれた 3：一定程度取り組まれた 2：あまり取り組まれていない 1：全く取り組まれていない ー：評価対象外

・ 基本的施策 「②男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
10	1-(2)-② **「可能性・個性を伸ばすキャリア教育の実施」** 男女平等の視点に配慮した進路指導や職場体験を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	指導課	関	3	中学生を対象とした職場体験を実施し、生徒の適性や個性に応じた進路の選択が可能となるよう指導した。また、キャリア教育推進会議を開催し、情報交換を行うことで、キャリア教育の推進を図った。	「中学生職場体験」 〔協力事業所〕182事業所 「キャリア教育推進会議」（6月・1月の年2回開催） ・各学校担当者17名参加	授業内容の充実に向け、教職員の授業力の向上を図ることができたが、さらなるキャリア教育の充実に向け、学校間の情報交換の場の設定に努めていく必要がある。
11	1-(2)-② **「男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進」** 人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	指導課	関	3	男女共同参画の視点を取り入れた授業を発達段階に応じて実施し、人権尊重を含めたその精神について学ぶ機会を設けた。また、教職員対象の人権教育研修会及び道徳教育研修会を開催し、教職員の授業力の向上に努めた。	〔道徳の授業時間数〕 ・小学校１年生…34時間以上 ・小学校2年生から中学校3年生…35時間以上 〔授業の内容〕 ・小学校「思いやり・親切」「友情・信頼・助け合い」 ・中学校「男女は互いに異性についての正しい理解を深め相手の人格の尊重」 〔教職員研修会〕 「道徳教育研修会」「人権教育研修会」年1回（8月）開催	授業内容の充実に向け、教職員の授業力の向上を図ることができたが、さらに教職員の研修機会の確保に努めていく必要がある。
12	1-(2)-② **「学校における性教育の充実」** 児童生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	指導課	関	3	小学校4年生と中学校１年生の保健の授業において、個人の人権を尊重し合う視点を取り入れた性教育を実施し、児童生徒が対等の立場で互いを思いやる心情や態度を育んだ。	〔保健の授業時間数及び内容〕 ・小学校4年生…4時間 「育ちゆくわたし」 ・中学校1年生…4時間 「心身の発達と心の健康」	男女平等の意識が向上するような授業展開の工夫はできたが、さらに、保健学習の内容を日常生活に生かせるよう、教職員に対し、継続的に働きかけていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A：十分な推進が図れた B：一定程度の推進が図れた C：あまり推進が図れていない D:推進が図れていない
取り組み 5：十分に取り組まれた 4：概ね取り組まれた 3：一定程度取り組まれた 2：あまり取り組まれていない 1：全く取り組まれていない ー：評価対象外

課　題　２　　あらゆる分野における男女共同参画の実現

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①審議会等への女性委員の登用の推進	13　女性委員登用に向けたポジティブ・アクションの推進 14　出席しやすい審議会等の開催
	②事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進	15　事業所等における女性管理職登用の働きかけ 16　自営業者における男女の経営参画の啓発 17　農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ 18　農業における家族経営協定の締結促進 19　団体等の運営における男女共同参画の働きかけ
(2) 労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①事業所等における男女平等の促進	20　男女共同参画に関する事業所への普及・啓発 21　男女雇用機会均等法等の普及・啓発 22　パートタイム労働法・労働者派遣法の周知 23　男女共同参画に関する事業所の研修等への支援 24　公共工事におけるポジティブ・アクションの推進
	②女性の（再）就業に向けた支援	25　チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施 26　就職・再就職に関する情報の提供 27　女性起業家の育成支援 28　職業能力・技術を習得する学習情報の提供
(3) 地域における男女共同参画の促進	①各種団体活動における男女共同参画の促進	29　地域活動における男女共同参画の促進 30　シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発 31　市民活動団体等の支援、情報提供
	②男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実	32　多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備 33　男女共同参画の視点に立った防災計画づくり 34　男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営 35　消防団への女性の入団促進

課題　2. あらゆる分野における男女共同参画の実現

●　施策の方向 「(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進」

評価：B

・ 基本的施策 「①審議会等への女性委員の登用の推進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
13	2-(1)-① **「女性委員登用に向けたポジティブ・アクションの推進」** 所管課等への働きかけや、審議会等委員情報の整備・活用により、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	行革推進課 政策推進課	主	3	審議会等の委員構成及び公募委員の選考に当たっては、「審議会等に関する指針」に基づき男女比率を考慮するよう各所管課等に対し、意識付けを図った。	〔審議会等委員に占める女性の割合〕(H29.1.1現在) ・審議会等委員数　459名　うち女性委員　120名(26.1%) 〔女性委員ゼロの審議会等の割合〕(H29.1.1現在) ・稼働中審議会等数　44審議会 うち女性委員ゼロ　6審議会(13.6%)	審議会委員の登用に当たっては、関係団体からの推薦により選任する場合があり、各団体側の事情等にも配慮しながら当該施策の推進を図っていく必要がある。
14	2-(1)-① **「出席しやすい審議会等の開催」** 性別や家事・仕事にかかわらず、審議会等への出席をしやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	行革推進課	関	3	審議会等委員の公募に当たっては、周知方法や周知内容に配慮することで、審議会等に参加・出席しやすくするよう各所管課等に対し、意識付けを図ることができた。	〔指導等の回数〕 ・8審議会、10回 〔委員出席率〕 ・出席率8割以上　33審議会(82.5%) ・出席率8割未満　7審議会(17.5%)	それぞれの委員の状況に応じて行う必要があるもののバランスよく審議会開催の日程調整を行うのは難しい状況にある。

・ 基本的施策 「②事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
15	2-(1)-② **「事業所等における女性管理職登用の働きかけ」** 性別にかかわらず優秀な人材を登用できる環境づくりについて、事業所等へPRします。	産業振興課	主	3	男女が共同して参画できる職場づくりに向けた取り組みを促進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に取り組んでいる県内の事業所を千葉県が表彰していることから、市ホームページに掲載することで事業所等へ周知を図った。また、産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を配架し、来庁する事業者及び金融機関等に周知を図ることで、性別役割分担意識の固定化が改善され、一人ひとりが働きやすい職場環境が整備されるように働きかけた。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等３種類を通年で配架。 ・千葉県男女共同参画推進事業所表彰に関する通知文、6月1日～8月31日配架。 ・市ホームページ「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」	商工会会員に対しては広報活動が可能であるが、会員以外に対する広報が難しい状況である。
16	2-(1)-② **「自営業者における男女の経営参画の啓発」** 家族経営を基本とした自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主	2	産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を配架することで、来庁する事業者及び金融機関等に周知を図るなど、女性の経営参画を促した。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等３種類を通年で配架。	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要がある。また、女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進等の条件整備と併せて、実効性のある改善措置が推進されるよう事業所や団体へ働きかけていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
17	2-(1)-② **「農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ」** 農業経営等に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	産業振興課	主	5	産業振興課情報コーナーに家族経営協定・認定農業者の内容が記載されたチラシを備え付け、農業者に啓発を行うことで、農業経営における男女平等を促進した。	〔女性の認定農業者数〕 ・既存5名 〔家族経営協定締結農家数〕 ・既存19戸、新規1戸	女性起業活動は、女性の地位向上や経営参画のみでなく、農業の振興や農村の地域活性化にもつながることから、更なる周知が必要である。
18	2-(1)-② **「農業における家族経営協定の締結促進」** 家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課	関	5	農業経営における女性の参画が積極的に行えるよう、産業振興課の情報コーナーにパンフレットを配架し、協定の締結促進を図った。	〔家族経営協定締結農家数〕 ・既存19戸、新規1戸	引き続き締結促進を図るための更なる周知が必要である。
19	2-(1)-② **「団体等の運営における男女共同参画の働きかけ」** 自治会、子ども会及びPTA等の団体において、組織の運営上の役割に性別の偏りが生じないような働きかけを行います。	自治振興課 社会教育課	関	2	各団体等における自主的な取り組みについて情報収集に努めるとともに、男女共同参画に関する広報紙等を適宜配布するなど団体等の意識啓発に努めた。	〔啓発方法〕 自治振興課カウンターにて「男女共同参画社会づくり通信」を配布。 〔区・自治会長〕83名　・男性77名、女性6名（7.2%） 〔区・自治会副会長〕114名　・男性97名、女性17名（14.9%） 〔市子ども会育成会長〕28名　・男性0名、女性28名（100%） 〔PTA役員・会長〕16名　・男性7名、女性9名（56.3%） 〔PTA役員・副会長〕52名　・男性12名、女性40名（76.9%）	区・自治会活動において、区長・自治会長等役員の性別に偏りが認められるが、自主的に活動を行っており、各々事情が異なるため、自主性を尊重した支援が必要である。また、子ども会及びPTAについては、組織の特徴として自主性、ボランティア的性格の強い団体であり、その特徴に配慮した効果的な働きかけを行う必要がある。

● 施策の方向 「(2)労働の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」

評価：C

・ 基本的施策 「①事業所等における男女平等の促進」

評価：C

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
20	2-(2)-① **「男女共同参画に関する事業所への普及・啓発」** 商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主	2	産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を配架することで、来庁する事業者及び金融機関等に周知を図り、性別役割分担意識の固定化が改善され、一人ひとりが働きやすい職場環境が整備されるように働きかけた。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を通年で配架。	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要がある。なお、啓発に当たっては、商工会との連携を図るなど効果的な手法を模索する必要がある。
21	2-(2)-① **「男女雇用機会均等法等の普及・啓発」** 商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。	産業振興課	主	2	事業者への男女雇用機会均等を促すとともに、労働者へは救済措置や労働局などの相談機関があることを情報提供することで、性別を理由とした待遇面での差別を是正し、可能性・個性の発揮できる環境整備を促した。また、男女共同参画に関するチラシ等を配架することで、来庁する事業者及び金融機関等に周知を図り、性別役割分担意識の固定化が改善され、一人ひとりが働きやすい職場環境が整備されるように働きかけた。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を通年で配架。 ・市ホームページ 「育児・介護休業法・男女共同参画雇用機会均等法が改正されます（平成29年1月1日から施行）」 「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要がある。なお、啓発に当たっては、商工会との連携を図るなど効果的な手法を模索する必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
22	2-(2)-① **「パートタイム労働法・労働者派遣法の周知」** 商工会との連携を図りながら、事業所等への周知を行います。	産業振興課	関	2	市ホームページにて、男女雇用機会均等法上の「差別的取扱い及び不利益取扱いの禁止」等につき紹介し、事業者への注意喚起を促し、労働者へ救済措置や相談機関の情報提供を行うことで、性別を理由とした待遇面での差別を是正し、可能性・個性の発揮できる環境整備を促した。また、パートタイム労働法・労働者派遣法についてチラシ等を配架し、事業者等に周知、啓発を図った。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課の情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を通年で配架。 ・市ホームページ 「パートタイム労働法の改正について」	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があるものの、商工会会員に対しては広報活動が可能であるが、会員以外に対する広報が難しい状況であり、効果的な手法を模索する必要がある。
23	2-(2)-① **「男女共同参画に関する事業所の研修等への支援」** 事業所が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	産業振興課	主	2	事業者から研修等の講師について相談を受けた場合は、県男女共同参画課をはじめとした専門機関の紹介等を行うなど支援体制を整えた。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ等を通年で配架。 〔相談件数〕0件	男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要がある。
24	2-(2)-① **「公共工事におけるポジティブ・アクションの推進」** **総合評価方式※2による入札の際に、主任(監理)技術者になりうる女性技術者を雇用している企業に対して評価点の加算を行います。**	契約課	主	3	総合評価方式による入札の際、主任(監理)技術者になりうる女性技術者の雇用を評価項目に採用することで、事業所等における男女共同参画の取り組みを促進した。	〔建設工事の一般競争入札〕 ・実施件数50件 うち総合評価方式0件	契約における適正化を図るため、一般競争入札が主流となっており、本制度の大幅な利用増加を見込むことは難しい状況にある。

・ 基本的施策 「②女性の(再)就業に向けた支援」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
25	2-(2)-② **「チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施」** 就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。	政策推進課 子育て支援課 産業振興課	主	3	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭支援助成制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給について周知し、活用を促進することで母子家庭の母の社会的ﾁｬﾚﾝｼﾞ意識を高め、自立を支援した。また、ハローワークと千葉県が共催して「出張ハローワーク ひとり親全力サポートキャンペーン」を行い、児童扶養手当現況届の時期にハローワークの臨時窓口を設置し相談の機会を設けた。また、千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、再就職支援セミナーを開催し知識を習得する機会を設けた。	〔助成件数〕 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進費等給付金…5件 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金…1件 ・ひとり親家庭支援助成金…19件 〔相談件数〕・出張ハローワーク相談件数…12名 〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーにチラシ等を通年で配架。 ・市ホームページ「ジョブカフェちば(若者のための就職支援施設)」 〔再就職支援セミナー〕 ・「シニアの就職・再就職」(三市連携・千葉市生涯学習センター) H28.10.12 個人4名・企業1社、H28.12.9 企業1社	各種支援制度については、さらなる周知に努め、利用者の増加を図る必要がある。また、支援講座等の開催に向けて、解りやすく魅力的な内容の検討、参加希望者への周知の工夫が必要である。
26	2-(2)-② **「就職・再就職に関する情報の提供」** 就職・再就職を目指す女性に情報提供を行います。	産業振興課	関	3	市ホームページに就業相談・サポート・能力開発などの関係機関の紹介ページを設け、広く情報を発信するとともに、求職活動の一環として来庁または電話相談された女性に対し、他機関で実施している再就職のための研修の紹介、ハローワークでの求人情報の入手方法等について情報提供を行った。また、「若者支援ガイドブック」を配架し、就職を目指す方へ就労相談施設を紹介した。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画に関するチラシ、若者支援ガイドブック等を通年で配架。 ・市ホームページ 「ジョブカフェちば(若者のための就職支援施設)」	男女共同参画に対する認識を深め、定着させるための広報啓発活動を効果的に展開する必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A:十分な推進が図れた B:一定程度の推進が図れた C:あまり推進が図れていない D:推進が図れていない
取り組み 5:十分に取り組まれた 4:概ね取り組まれた 3:一定程度取り組まれた 2:あまり取り組まれていない 1:全く取り組まれていない ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
27	2-(2)-② **「女性起業家の育成支援」** 各種情報の提供や相談業務の実施により、女性起業家の育成・支援に努めます。	産業振興課	関	3	中小企業資金融資制度において、運転資金及び設備資金の利子補給を行っている。また、空き店舗を活用し開業者へ改装費や賃借料の一部を補助するとともに市ホームページ・市政だよりへ掲載した。融資制度については、パンフレットを市内各金融機関に配架し、制度の周知と利用促進を図っている。	・市ホームページで募集 「平成28年度空き店舗等活用事業の募集を行います」(4月22日～11月30日) 申請件数0件 ・市ホームページ 「中小企業資金融資制度」情報提供(4月1日～)	経営知識、専門的スキル、ノウハウなどを活かすロールモデルが少ないことが、女性が起業する際に男性が起業する場合と比べた際の課題として考えられる。また、資金調達において、女性は事業規模が比較的小規模で、自己資金のみで起業する割合が高い傾向にあることから、市制度の活用に至らないケースが多いと推測されるため、これらを踏まえた支援等の検討が必要である。
28	2-(2)-② **「職業能力・技術を習得する学習情報の提供」** リーフレット等の窓口への備え付けや市広報を通じたPRを図ります。	産業振興課	関	3	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、本市・千葉市・市原市における広域連携での取り組みとして再就職支援セミナーを開催し、知識を習得する機会を設けた。また、市ホームページに職業技術専門学校の紹介ページを設け、情報提供に努めた。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課の情報コーナーに就職セミナーに関するチラシ等を通年で配架 ・市ホームページ 「職業技術専門学校の紹介」 「シニア＆ママの働き方ガイドブック」 〔再就職支援セミナー〕 「シニアの就職・再就職」(三市連携・千葉市生涯学習センター) 〔参加者〕 H28.10.12 個人4名・企業1社 H28.12.9 企業1社	男女共同参画に対する認識を深め、定着させるための広報啓発活動を効果的に展開する必要がある。

● 施策の方向 「(3)地域における男女共同参画の促進」

評価:A

・ 基本的施策 「①各種団体活動における男女共同参画の促進」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
29	2-(3)-① **「地域活動における男女共同参画の促進」** 自治会、子ども会及びPTAによる地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行います。	自治振興課 社会教育課	関	2	各団体の自主的な取り組みについて情報収集に努めるとともに、男女共同参画に関する広報紙等を適宜配架することで団体等の意識啓発に努めた。	〔啓発方法〕 自治振興課カウンターにて「男女共同参画社会づくり通信」を配布。 〔区・自治会長〕83名 ・男性77名、女性6名(7.2%) 〔区・自治会副会長〕114名 ・男性97名、女性17名(14.9%) 〔市子ども会育成会長〕28名 ・男性0名、女性28名(100%) 〔PTA役員・会長〕16名 ・男性7名、女性9名(56.3%) 〔PTA役員・副会長〕52名 ・男性12名、女性40名(76.9%)	区・自治会活動において、区長・自治会長等役員の性別に偏りが認められるが、自主的に活動を行っており、各々事情が異なるため、自主性を尊重した支援が必要である。また、子ども会及びPTAについては、組織の特徴として自主性、ボランティア的性格の強い団体であり、その特徴に配慮した効果的な働きかけを行う必要がある。
30	2-(3)-① **「シニアクラブにおける男女共同参画意識の啓発」** シニアクラブの高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	福祉政策課	関	3	市シニアクラブ連合会及び各単位シニアクラブにおいて、性別に関わらず誰もが参加できる運営がなされるよう説明し、各種事業を実施するにあたり、平等意識及び男女が共同参画できる環境づくりを行った。	〔単位シニアクラブ会員〕2,716名 ・男性1,304名(48.0%) ・女性1,412名(52.0%) 〔単位シニアクラブ会長〕55名 ・男性54名(98.2%) ・女性1名(1.8%)	市シニアクラブ連合会及び各単位シニアクラブにおいて、役員の性別に偏りが認められるが、自主的に活動を行っており、各々事情が異なるため自主性を尊重した支援が必要である。
31	2-(3)-① **「市民活動団体等の支援、情報提供」** ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、だれもが活動しやすい環境を作っていくとともに、情報の提供等を推進します。	シティセールス推進課	関	4	みんなで地域づくりセンターにおいて、地域に関わる様々な主体が行う地域づくり活動を支援しており、性別に関わらず誰もが市民活動に参加する機会の拡充を図った。また、みんなで地域づくりセンターホームページ、市政だより、ソーシャルメディア等を活用し、地域活動や地域づくりへの参画に係る情報の発信を積極的に行い、誰もが参加しやすい環境づくりにつなげた。	〔環境づくり、人材育成〕 ・地域づくりサロン(コミュニティカフェをつくろう！等)の開催、各種イベント(ちばユニバーサル農業フェスタ)の開催、コラボ四街道採択団体支援 〔情報発信〕 ・みんなで地域づくりセンターホームページによる情報発信、メールマガジン、ツイッター、フェイスブック等を利用した情報発信	ニーズを的確に把握し、情報提供、支援、コーディネートを行っていくためには、情報収集の充実、人材育成を進め、プログラムの提供等の充実を図っていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A:十分な推進が図れた B:一定程度の推進が図れた C:あまり推進が図れていない D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた 4:概ね取り組まれた 3:一定程度取り組まれた 2:あまり取り組まれていない 1:全く取り組まれていない ー:評価対象外

・ 基本的施策 「②男女共同参画の視点に立った防災体制の強化・充実」

評価：A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
32	2-(3)-② **「多様なニーズに配慮した防災備蓄用品の整備」** 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄用品の整備を進めます。	危機管理室	関	5	地域防災訓練の際などの機会を捉えて市民の声を聴くことで、女性の視点から子育て家庭に向けた備蓄品の整備や女性のニーズを踏まえた備蓄品の整備を行った。	〔備蓄数〕 ・子ども用おむつ　324パック 　子ども用おむつテープタイプ180パック 　（新生児サイズ36パック、S・M・Lサイズ各48パック） 　子供用おむつパンツタイプ144パック 　（M・L・ビッグサイズ各48パック） ・アレルギー対応ミルク…（850g缶）16缶 ・（乳児用）エアマット…27セット（270枚） ・女性用生理用品…（30ケ入）1,152パック	引き続き、的確なニーズの把握に努め、備蓄品の充実を図る必要がある。
33	2-(3)-② **「男女共同参画の視点に立った防災計画づくり」** 防災計画見直しにあたっては、男女共同参画の視点を反映します。	危機管理室	関	－	地域防災計画は平成25年度に見直し実施済み。	地域防災計画は平成28年度見直しはなし。	今後策定を予定する各種マニュアル等においても、積極的に男女共同参画の視点を反映させる必要がある。
34	2-(3)-② **「男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営」** 災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理室	関	5	地域防災訓練の際などの機会を捉えて市民の声を聴くことで、災害発生時における避難所の開設・運営にあたって、簡易更衣室や間仕切りの追加整備により、女性のプライバシーに配慮した避難所の開設・運営に向けての整備を行った。	〔備蓄数〕 ・簡易更衣室（小型テントタイプ）…134組（前年87組） ・更衣室（段ボールタイプ）…28組 ・間仕切り…405組（前年157組） ・（乳児用）エアマット…270枚（27セット）	避難所の運営自体にも女性の視点を積極的に取り入れていく必要があり、防災訓練や出前講座を通じ、主となって避難所運営を行う区・自治会等への更なる啓発が必要である。
35	2-(3)-② **「消防団への女性の入団促進」** イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	消防本部 総務課	関	5	出初式や消防フェスティバル等の消防関連イベントで女性消防団員募集広報により入団を促した。特に出初式では女性消防団員による消防操法を実施し、女性団員の活躍を市民へ披露した。	〔女性消防団員総数〕15名 〔うち新規入団員〕2名 （H29.4.1現在）	目標とした数値を既に達成していることから、今後は現状を維持できるよう広報活動を実施する。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

課　題　３　　ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 仕事と生活の両立のための環境づくり	①仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ	36　市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 37　事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 38　男女共同参画表彰制度の周知
重点 (2) 仕事と生活の両立支援	①仕事と生活の両立に向けた子育て支援	39　保育サービスの充実 40　幼稚園における預かり保育の支援 41　ファミリー・サポート・センター事業の充実 42　こどもルーム（学童保育）の充実 43　ひとり親家庭への支援
	②仕事と生活の両立に向けた介護等支援	44　介護保険制度の内容理解に向けた啓発 45　高齢者の介護に関する支援体制の充実 46　障害のある人に対する支援体制の充実
(3) 家庭における男女共同参画の促進	①男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供	47　男性の家庭参画を促す講座等の実施 48　育児・子育て講座等の開催 49　介護講座等の開催 50　子育て支援センターでの男性の利用促進

課題　3. ワーク・ライフ・バランスの推進

●　施策の方向 「(1)仕事と生活の両立のための環境づくり」

評価：C

・ 基本的施策 「①仕事と生活の両立に向けた市民・事業所への働きかけ」

評価：C

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
36	3-(1)-① **「市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」** 講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組みます。	政策推進課	主	4	千葉県男女共同参画地域推進員の活動として、幼稚園出前講座（習志野市）開催を支援し、今後の市内開催に向けて取り組み手法を習得した。また、実施内容を配架・配布することにより、市民に対しワーク・ライフ・バランスについて普及・啓発を実施、さらに男女共同参画フォーラム実行委員会に対してフィードバックした。 男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業の活動を支援し、男性・女性の家庭生活と社会生活の両立を促進した。	・千葉県男女共同参画地域推進員事業「幼稚園出前講座」参加者47名（関係者含む） 〔フォーラム事業〕 ・男性のための応援料理教室 「家でつくる本格イタリアン」男性16名参加 ・女性をとりまく環境学習 「女性と貧困～シングルマザーの現状から～」女性14名・男性2名　合計16名参加 ・避難所運営と災害時の女性の視点理解 「いざという時の避難所シミュレーション・ワーク」 女性8名・男性6名　合計14名参加	より魅力的な講座の開催等を検討する必要がある。
37	3-(1)-① **「事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」** 関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組みます。	産業振興課	主	2	ワーク・ライフ・バランスの実現および推進について、市ホームページを通じて情報提供を行い、家庭と就労の両立のための環境整備を促進した。	・市ホームページ「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて」情報提供	効果的な周知方法について検討する必要がある。
38	3-(1)-① **「男女共同参画表彰制度の周知」** 厚生労働省の均等・両立推進企業表彰及び千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度を周知し、よりよい取り組みができるよう促進します。	産業振興課 政策推進課	主	2	市ホームページに男女共同参画表彰制度の概要を掲載するとともに、詳細が掲載された千葉県のホームページへのリンクを設定し、職業環境の整備を促進した。	〔啓発方法等〕 ・産業振興課情報コーナーに男女共同参画や就職セミナーに関するチラシ等を通年で配架。 ・千葉県男女共同参画推進事業所表彰に関する通知文、6月1日～8月31日配架。 ・市ホームページ「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」	効果的な周知方法について検討する必要がある。

●　施策の方向 「(2)仕事と生活の両立支援」

重点

評価：A

・ 基本的施策 「①仕事と生活の両立に向けた子育て支援」

評価：A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
39	3-(2)-① **「保育サービスの充実」** 時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。また、民間活力の導入を中心とした保育施設の充実と認可外保育所を利用する世帯への助成拡充により、待機児童の解消に努めます。	保育課	関	5	時間外保育や一時保育事業を実施することにより、保護者の社会参加の機会を拡大させ、家庭生活との両立が図れるよう支援するとともに、新たな認可保育所や小規模保育事業所の整備に対して補助金を交付した。また、認可外保育施設を利用する児童の保護者に対して、市の保育料基準額と認可外保育施設保育料との差額の助成を行った。さらに、保育所入所においては、平成28年11月入所分より本市・千葉市・市原市における広域連携を開始し、勤務地等がない場合でも広域連携内の保育所が利用可能となった。	・市内認可保育施設 15か所 ・整備費補助金交付件数 3件 ・時間外保育実施保育施設　15か所 ・一時保育実施保育所　7か所 ・病後児保育実施保育所 1か所 ・認可外保育施設利用者助成 実人数71名 ・保育所等入所待機児童数 24名（H29.4.1現在） ・保育施設利用数 1,212名	待機児童解消の実現に加え、休日保育事業の推進及び病児保育の実施に向けた具体的な協議が必要である。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　　　　　　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
40	3-(2)-① **「幼稚園における預かり保育の支援」** 幼稚園において、保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実を図るための支援に努めます。	保育課	関	5	保護者がより充実した社会参加を果たし、また、家庭生活との両立が図れるよう、保育開始時間前及び時間終了後等に行う預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、補助金を交付することで支援を行った。加えて、夏季休暇などの長期休業期間中の預かり保育を推進し、補助金を交付することで支援した。	〔預かり保育の内容〕 市内の私立幼稚園全8園で預かり保育を実施。 一部の園では、通常の保育時間前及び保育時間終了後以外の夏季休暇などの長期休業期間中も実施。 〔利用件数〕 ・預かり保育…30,931件 ・夏季預かり保育…672件	引き続き、サービスの充実を図りながら継続した支援が必要である。
41	3-(2)-① **「ファミリー・サポート・センター事業の充実」** 相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実に努めます。	保育課	関	4	保育所・幼稚園・こどもルーム等の迎えや終了後の預かりなど子育ての援助活動の支援を行うとともに、会員の資質向上や会員同士の交流を図るためフォローアップ研修等を開催した。また、市内保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校及び乳幼児健診等の子育て世代が集まる機会をとらえて会員募集リーフレットを配布するとともに、市政だよりに入会説明会の案内を掲載した。	〔会員数〕合計 1,087名 (男性40名、女性1,047名) 〔分類別会員数〕 提供会員134名(男性3名、女性131名) 依頼会員850名(男性37名、女性813名) 両方会員 103名(女性103名) 〔啓発方法等〕 ・市政だより「子育てサポート案内」掲載(月1回)	千葉市・市原市・四街道市による広域連携の対象事業であり、今後は自治体間の調整を図りながら、充実した取り組みを進める必要がある。
42	3-(2)-① **「こどもルーム(学童保育)の充実」** 働く親が安心できるよう、こどもルーム(学童保育)の機能充実に努めます。	保育課	関	5	児童の放課後の安全な生活の場等を確保するため、こどもルーム(学童保育)の平日、土曜日、長期休業時の開所対応を行い、保護者が安心して社会参加し、性別にかかわらず家庭生活と社会参加の両立がしやすくなるよう支援した。また、入所状況や、小学校の児童数の状況などをもとに、施設整備や指導員の確保を検討し、充実を図った。	〔開所時間〕 ・平日 13:00～19:00 ・土曜 8:00～19:00(中央小こどもルームにて合同保育) ・長期休業時 8:00～19:00 〔延べ利用者数〕 ・H28 90,740名 (H27 89,928名) H28.4月～中央小こどもルームが2か所に増設	今後とも市民ニーズを的確に把握し、施設整備を含めた機能強化に努める必要がある。
43	3-(2)-① **「ひとり親家庭への支援」** ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課	関	3	平成26年度より新規事業としてひとり親高等職業訓練促進給付金等支援事業を開始し、就業支援体制の充実を図るなど、ひとり親家庭の自立を促進した。また、子ども医療費としてひとり親家庭児童を含む中学3年生までの医療費無料を実施した。また、ひとり親家庭等医療費等助成では、18歳に達した年度末(一定の障害がある場合は20歳)までの子どもと養育者の医療費助成を行った。	・ひとり親高等職業訓練促進給付金等支援事業助成件数 5件 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 助成件数 3,820件 ・ひとり親家庭児童入学等祝金支給事業 支給世帯 199世帯 ・母子生活支援施設入所保護事業 委託世帯 2世帯 ・母子・父子自立支援員による相談支援 197件	経済的支援の他、精神的支援事業(相談事業等)の充実が必要である。

・ 基本的施策 「②仕事と生活の両立に向けた介護等支援」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
44	3-(2)-② **「介護保険制度の内容理解に向けた啓発」** 介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。	高齢者支援課	関	3	高齢者支援課窓口、地域包括支援センターなどにおいて介護保険パンフレットを随時配布したほか、介護保険サービスについての広報活動及び介護保険制度の啓発を行い、周知を図った。また、自治会等からの依頼に基づき出前講座を行い、市民の介護保険制度に対する理解を促し、仕事と介護の両立を支援した。	〔啓発方法等〕 ・高齢者支援課窓口・地域包括支援センターなどで介護保険パンフレットを随時配布 ・市政だより掲載…「介護保険料のお知らせについて」(H28.7.1号)、「介護保険サービスの概要について」(H28.8.1号)、「平成27年度介護保険特別会計決算の概要について」(H28.11.1号) 〔出前講座〕 2回 ・H28.9.29(参加人数60名) ・H28.9.30(参加人数4名)	次年度以降も市民生活に直結する制度改正が続くため、引き続き的確な情報提供等啓発を行っていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A:十分な推進が図れた B:一定程度の推進が図れた C:あまり推進が図れていない D:推進が図れていない
取り組み 5:十分に取り組まれた 4:概ね取り組まれた 3:一定程度取り組まれた 2:あまり取り組まれていない 1:全く取り組まれていない ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
45	3-(2)-② **「高齢者の介護に関する支援体制の充実」** 高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課	関	4	高齢者支援課・地域包括支援センター・在宅介護支援センターが相談窓口になるほか、ケアプランを作成するケアマネジャーや、介護サービスを提供する施設などが相談への対応や情報提供を行い、市民の仕事と介護の両立を支援した。	〔介護保険被保険者数〕 ・25,878名（前年度25,341名） 〔要介護認定者数〕 ・3,215名（前年度3,111名） H28.4月に地域包括支援センターが増設され、市内に2か所（北部地区・南部市区）となった。	引き続き市民への相談体制を整備し、的確な情報提供に努める。
46	3-(2)-② **「障害のある人に対する支援体制の充実」** 障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	障害者支援課	関	4	相談業務の中で、ニーズを把握し、これを障害のある人への適切なサービスの提供につなげることで、障害児の療育、障害者の社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減による、ワーク・ライフ・バランスの推進に資することができた。	〔相談支援場所〕 ・障害者支援課 ・四街道市障害者相談支援事業所2か所「ひだまり」「ほほえみ」 ・相談支援事業所2か所「らしんばん」「かけはし」 〔相談実人員〕 ・障害者：823名 ・障害児：138名 〔支援件数〕 ・2230件 〔計画作成数〕753件 ・障害者・・472件（前年度+8件）　・障害児・・281件（前年度+46件）	介護・療育の担い手の中心は、いまだ女性であり、男女平等へのシフトはすぐには望めない状況である。介護・療育の負担を軽減するため、相談体制の充実や福祉サービスの提供を図っていく必要がある。

● 施策の方向 「(3)家庭における男女共同参画の促進」

評価：B

・ 基本的施策 「①男性の家庭参画に関する相談・学習機会等の提供」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
47	3-(3)-① **「男性の家庭参画を促す講座等の実施」** 男性が家庭に関わっていくことを支援する講座等を開催します。	政策推進課 社会教育課	主	4	男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業「男性のための応援料理教室」の開催を支援するとともに、公民館主催事業として「まな板トントン」、「介護教室」を開催することで男性の家庭参画の促進を図った。また、「介護の仕方を学ぶ」については、これまでとは別の公民館で開催することで新たな地域での参加の機会を提供し、男性の参加者についても関わりやすい講座となった。	・男性のための応援料理教室 「家でつくる本格イタリアン」男性16名参加 ・成人男性対象の料理講座（年間4回） 「まな板トントン」参加者総数61名 ・成人対象講座（年間5回） 「介護の仕方を学ぶ」参加者総数66名（うち男性13名）	今後も、男性が家庭で実践できるような身近な題材やテーマなどを取り上げ、興味意識を高める必要がある。
48	3-(3)-① **「育児・子育て講座等の開催」** 子育て中の男女が学習する講座等を開催します。	社会教育課	関	3	公民館主催講座として、子育てに関する親子講座「2・3歳児ひよこ教室」「2歳児子育て教室」「幼児リトミック教室」を開催するなど、男女が協力して子育てに関われるよう、学習機会を提供した。	〔参加者等〕 「2・3歳児ひよこ教室」（年間7回） ・受講者数：11組22名 ・参加者数：44組88名 「2歳児子育て教室」（年間8回） ・受講者数：15組30名 ・参加者数：66組132名 「幼児リトミック教室」（年間各6回） ・1～2歳児クラス参加者数：72組144名 ・2～3歳児クラス参加者数：64組128名	共働きが増える中、家庭教育の重要性を学べるよう、休日等の開催を検討する必要がある。また、参加者数増加のために魅力的な講座を企画する必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　　　　　　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
49	3-(3)-① **「介護講座等の開催」** 介護についての基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座等を開催します。	高齢者支援課	関	3	介護予防の出前講座を開講し、市民の介護予防への理解を促した。また、介護者の社会的孤立や精神的負担を軽減するため、介護のつどい「虹の会」や「男の介護を語ろう会」「介護者教室」を定期開催した。なお、定期開催することで参加しやすいよう工夫した。	〔出前講座〕 「高齢者の介護予防・体力低下予防」等(年10回) ・参加者計202名(男性78名・女性124名) ・(声)介護予防の大切さや相談先がわかった 介護のつどい「虹の会」年11回定例会 ・会員:22名(男性6名・女性16名) ・参加者合計(延人数):166名 ・(声)同じ介護者の話や愚痴が言えて良い 「男の介護を語ろう会」年6回定例会 参加者合計(延人数):31名(男性のみ) ・(声)男性介護ならではの話など聞けて参考になる 「介護者教室」年5回 ・参加者合計(延人数):113名 ・(声)テーマごとの講義や実技を通しての話が参考になる	近年、独身者の増加もあり、親の介護に直面している中高年男性が増加している。一般的に中高年男性は、地域との関わりが薄く、介護知識や技術が乏しいことが多いため、孤立する可能性が非常に高い。
50	3-(3)-① **「子育て支援センターでの男性の利用促進」** 平日利用できないことの多い男性も利用しやすい運営を推進します。	保育課	関	4	子育て支援センター「すずらん」であそびの広場を月曜から土曜日で実施し、男性も参加利用しやすい運営体制を整えた。 また、中央保育所への来所が難しい男性に対しては、毎月、「出前青空子育て支援センター」を実施し、参加を促した。	〔参加者〕 「あそびの広場」(月曜～土曜日) ・父親の参加者数 56名 「出前青空子育て支援センター」(毎月1回) ・父親の参加者数 28名	引き続き、男性が利用しやすい運営体制を整えていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

課　題　４　　男女の生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 男女共同参画の視点に立った健康支援	①妊娠・出産・子育て期の母子の支援	51　パパママルームの開催 52　妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実
	②性差に配慮した健康支援	53　健康教育、健康相談の充実 54　性差医療に関する情報の収集・提供 55　心の健康づくりの推進 56　受けやすい健診体制の確立 57　喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発 58　性に関する正しい理解の推進 59　思春期保健事業の推進

課題　4. 男女の生涯を通じた健康づくりの支援

●　施策の方向 「(1)男女共同参画の視点に立った健康支援」

評価:B

・ 基本的施策 「①妊娠・出産・子育て期の母子の支援」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
51	4-(1)-① **「パパママルームの開催」** これから親になる男女が学習する講座等を開催します。	健康増進課	関	3	これから親になる男女を対象に、妊娠期から子育てについて、男女それぞれの役割に応じた学習ができる内容の講座を開催した。また、本講座が保護者同士の情報交換・仲間づくりの場にもなっている。なお、コースの最終回は土日に設定し、働く男女が参加しやすいように配慮した。	〔講座受講者〕 ・実数189名（延数300名） （妊婦108名・夫81名） 〔回数〕 1コース3回、年6回開催 〔内容〕 ・1、2回目は妊婦を主とした内容 ・3回目は妊婦とパートナー向けの内容（妊婦体験、沐浴実習、赤ちゃんのいる生活）	パパママルームに参加できない人への普及の方法を工夫する必要がある。
52	4-(1)-① **「妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実」** 母子健康手帳交付、子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	健康増進課	関	4	母子保健事業を実施する中で、父母や家族が安心して妊娠・出産・育児に関する相談ができる体制として、平成28年4月には、母子健康包括支援センターとなる「マタニティ・ベビー相談室」を開設し、妊産婦支援の場を拡充した。また、母子健康手帳交付時に専門職が全員面接を実施し、きめ細かな支援を実施し、妊娠・出産・子育てに関する不安の解消につなげた。	〔実施件数等〕 ・母子健康手帳の交付　696件 （H28より全員面接実施） ・子育て電話相談　240件 ・妊婦健診　7,803件 ・乳児健診　1,140件 ・乳幼児健診・相談　3,463名 ・家庭訪問（妊産婦、新生児、乳幼児）数　1,612件 ・ことばの相談室　908名 ・マタニティベビー相談室　798件	継続的に相談支援を必要とする人をはじめ、相談できずに悩んでいる人への支援の取り掛かりを母子健康包括支援センターがどう担っていくかが課題である。

・ 基本的施策 「②性差に配慮した健康支援」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
53	4-(1)-② **「健康教育、健康相談の充実」** 健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。	健康増進課	関	3	健康教育では、性、年代別に教室を開催し、年代、性差に特徴的な健康課題について健康教育を行った。特に男性に対しての「親子コアエクササイズ」は土曜・日曜に企画し、親子参加とすることで参加を促した。また、健康相談は、定期健康相談以外にも、適宜、面接や相談を実施することで不安の解消につなげた。	〔健康教育〕 259回　23,704名 ・男性　7,541名 ・女性　16,163名 〔健康相談〕 152回　526名 ・男性　176名 ・女性　350名	不規則な食生活や運動不足など望ましくない生活習慣による健康課題の多い働き盛りの男性への働きかけに更なる工夫が必要である。
54	4-(1)-② **「性差医療に関する情報の収集・提供」** 性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康増進課	関	4	相談窓口や市政だよりなどで情報提供に努めるとともに、女性に対しては乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨を実施するとともに、乳がん集団検診会場において、保健推進員が自己検診法の健康教育を実施し、健康増進を図った。また、男性に対しては、健康教育の機会などを捉えて、男性の健康相談先を案内した。	〔情報提供〕 保健センター窓口に、男性・女性それぞれの県相談窓口が記載されているリーフレットを設置。 〔勧奨通知〕 乳がん・子宮頸がん検診の勧奨通知4,830名 〔健康教育〕 ・乳がん検診時の自己検診法の健康教育実施　6,907名	女性特有の病気に関する情報提供は検診の際に行えるが、男性に特化した疾病に対する検診がないため、周知機会が少なく、男性のための相談窓口の更なる周知を行う必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
55	4-(1)-② **「心の健康づくりの推進」** **性差、年代など個々に応じたストレスや心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。**	健康増進課 指導課	関	3	市民のストレスや不安を軽減し、心の健康づくりを推進していくために、市ホームページや市政だより、講演会などで心の健康の大切さを周知するとともに、健康課題の多い性、年代別に教室を開催し、こころの健康についても健康教育を行った。平成28年4月には、母子健康包括支援センターとなる「マタニティ・ベビー相談室」を開設し、妊産婦支援の場を拡充した。また、青少年育成センター施設内に平成28年4月に教育サポート室を開設し相談の場を常時提供することで心の負担軽減につなげるとともに、学校においては、児童生徒の悩みや不安に対応できるよう、各校において、養護教諭や教育相談担当職員を中心に教育相談を実施し、ケースに応じて教育サポート室専任指導主事が支援を行った。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談の充実を図り、児童生徒のストレスや不安の解消に努めた。	〔情報提供〕 ・市ホームページ「こころの健康」や市政だよりにこころの健康コラムを掲載。 ・保健センターの窓口やがん検診会場に「心の健康」に関するリーフレットを設置。 〔講演会等〕 「睡眠とこころの健康」110名参加（男性28名、女性82名） 「コアエクササイズ」（女性） 「親子エクササイズ＆パパッとクッキング」（男性） 〔相談等〕 乳幼児健診時、問診や面接時、必要者に対して実施。 ・心の健康に関する看護職による相談件数…電話27件、訪問9件 マタニティ・ベビー相談室相談件数…798件 〔スクールカウンセラー配置状況〕 ・県雇用　全中学校、小学校2校 ・市雇用　小学校2校 〔スクールソーシャルワーカー配置状況〕 ・市雇用　1名（青少年育成センター勤務）	こころの健康は、体の健康に比べて問題も表面化しづらい。性差や年代などに応じたこころの健康についての情報提供や、相談窓口など性差や年齢に配慮しながら今後も継続して取り組む必要があり、こころの相談を受けている他機関との連携が必要である。また、児童生徒一人ひとりの相談に丁寧に対応するための相談時間の確保に努めていく必要がある。
56	4-(1)-② **「受けやすい健診体制の確立」** 受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した健康診査を実施します。	健康増進課	関	4	検診の実施に当たっては、男女別の検診日や土日検診日を設定し、市民の利便性やプライバシーの配慮に努めた。また、子育て中でも安心して受診できるよう、子ども連れでも受診出来るよう配慮した。また、検診の情報提供として未受診者に勧奨通知を送付、未受診者へ再勧奨はがきを送付、無料対象者へ電話で勧奨した。さらに、受けやすい体制の整備として、肺がん検診の個別化と胃内視鏡検診導入の準備を進めるとともに、ひとり親家庭等（児童扶養手当受給者等）の保護者の検診受診を無料とする手続きを行った。	〔受診者数〕 ・胃がん検診　…男性1,915名、女性2,971名 ・大腸がん検診　…男性2,800名、女性5,046名 ・肺がん検診　…男性2,503名、女性4,496名 ・乳がん検診　…女性7,839名（受診率：22.8%） ・子宮頸がん検診　…女性2,824名（受診率：14.6%） ・骨粗しょう症検診　…女性1,156名	受けやすい検診体制の整備が一歩前進したにもかかわらず、受診者数が伸び悩んでいる。
57	4-(1)-② **「喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発」** 健康への影響について、男女ともに正しい知識を身につけてもらうとともに、母体への影響について啓発活動を行います。学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童生徒への適切な指導を行います。	健康増進課 学務課	関	4	母子健康手帳交付、パパママルーム、思春期保健事業、乳幼児健診等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用による健康への影響について周知、啓発を行い、男女ともに正しい知識を身につけてもらうよう性差に配慮した支援を行った。また、小学校では、薬物乱用防止教室、中学校では非行防止教室を実施し、発達段階ごとに自己の健康管理と正しい行動がとれるよう指導を行うことで、性差に配慮した健康の確保と福祉の増進を図った。	〔啓発件数等〕 ・母子健康手帳交付　696件 ・パパママルーム受講者 　…実数189名（延数300名）、（妊婦108名・パートナー81名） ・思春期保健事業…中学校4校・小学校1校　674名 　（※県事業利用した場合には市に依頼がないため、事業実施校が毎年変更となる。） ・乳幼児健診・相談　3,466名 「薬物乱用防止教室」市内全小学校 「非行防止教室」市内全中学校	今後も健康に留意した生活を送るよう児童生徒への適切な指導を継続していく。そのことで性差に配慮した健康の維持増進に努める。
58	4-(1)-② **「性に関する正しい理解の推進」** エイズ・性感染症をはじめとする性に関する情報の提供を行います。	健康増進課	関	4	学校と協力しながら中学生を対象に「性感染症に関する正しい知識と性行動における自己決定能力の必要性」について、思春期健康教育を実施し、生徒の性に関する正しい理解を深めた。	〔思春期健康教育〕 対象：市内中学生 参加者：中学校4校　607名	今後も性感染症の動向をみながら、学校や教育委員会と連携を図り、継続した実施が必要である。
59	4-(1)-② **「思春期保健事業の推進」** 思春期の中高生を対象として、性に関する正しい知識と理解を深める啓発事業等を開催します。	健康増進課	関	4	学校と連携しながら、思春期健康教育を実施し、生命尊重の心を育み、性に関する正しい知識を深めた。また、実施に当たっては、各学校ごとの問題等を踏まえて話の重点ポイントを変えるなどきめ細かく対応した。	〔実施内容等〕 「命の教育、相手を思いやる心、男女交際（デートDV）、性感染症等」 参加者：中学校4校　607名 （※県事業等利用した場合には市に依頼がないため、事業実施校が毎年変更となる。）	−

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　ー：評価対象外

課　題　５　　ＤＶ等の暴力の根絶

施策の方向	基本的施策	取り組み
ＤＶ防止計画 (1) ＤＶ防止と被害者支援	①ＤＶを許さない社会づくりへの広報啓発の推進	60　ＤＶ防止に関する広報・啓発 61　ＤＶ等に関する相談窓口の周知
	②相談体制の充実	62　安心して相談できる体制づくり 63　ＤＶ被害の早期発見体制の充実 64　ＤＶ被害者に接する職員の研修機会の確保 65　配偶者暴力相談支援センター設置に向けた機能の整備 66　ケースに応じた相談・支援施策の研究
	③ＤＶ被害者保護及び生活再建支援の充実	67　緊急保護を求めるＤＶ被害者等への支援 68　被害者の生活再建に向けた支援の実施
	④関係機関との連携強化	69　児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の活動充実 70　庁内連携体制の強化 71　民生・児童委員に対する研修の推進
(2) セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止	①セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	72　セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた啓発の推進
	②性犯罪に対する安全対策の推進	73　防犯灯・街路灯の増設 74　防犯パトロールの強化 75　性犯罪を誘発する有害情報等の排除の実施

課題　5. DV等の暴力の根絶

DＶ防止計画

● 施策の方向 「(1)DV防止と被害者支援(DV防止計画)」

評価:B

・ 基本的施策 「①DVを許さない社会づくりへの広報啓発の推進」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
60	5-(1)-① **「DV防止に関する広報・啓発」** DV防止に関する情報等について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	政策推進課 子育て支援課	主	3	内閣府などが主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、DV根絶に向けた広報活動を展開し、意識啓発に努めた。	〔啓発方法等〕 区・自治会回覧(「女性に対する暴力をなくす運動」期間・11月12日～25日)DV防止啓発チラシを配布。	市民が関心を持つことができる広報・啓発活動を行う必要がある。
61	5-(1)-① **「DV等に関する相談窓口の周知」** 県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	政策推進課 子育て支援課	主	3	電話相談カードの庁内各所への設置など様々な啓発方法により、DV等相談窓口の周知に努めた。	〔周知方法等〕 ・市ホームページに、DV・虐待相談窓口の連絡先を掲載。 ・市政だより「くらしの掲示板」毎月1日号の定例相談に相談窓口と連絡先を掲載。 〔情報提供〕 ・子育て情報ブック「すくすく」に配偶者暴力相談支援センター他相談機関の情報を掲載。 ・相談窓口や連絡先が記載されたリーフレットを設置。 ・年間を通じて、庁内女性用トイレ、子育て支援課など関係部署にDV等に関する電話相談連絡先が記載されているカードを設置、男性電話相談用のカードを庁内男性用トイレに設置。	被害者は自己がDV被害者であるという自覚がないことが多いことから、若年層から周知が必要である。

・ 基本的施策 「②相談体制の充実」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
62	5-(1)-② **「安心して相談できる体制づくり」** ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。なお、外国人や高齢者、障害のある人のDV被害についても適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	主	3	ケースワーカー2名・婦人相談員3名・スーパーバイザー1名の相談体制を整え、相談支援を行った。また、緊急度など、ケース支援の内容に応じて、関係課や警察、女性サポートセンターなどの関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めた。	〔相談体制〕 ・月～金曜、8:30～17:15 〔DV・婦人相談受付件数〕73件 ・DV相談:20件 ・婦人相談:53件	今後、関係機関との連携を強化し、更なる取り組みの充実を図る必要がある。
63	5-(1)-② **「DV被害の早期発見体制の充実」** 「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の情報提供を行います。	子育て支援課	主	3	「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の開催を通じて、関係機関等との連携を強化し、DV被害者の早期発見につなげることができた。また、市内小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園へは個別に訪問し、協力に関して理解を求めた。	〔相談件数〕 ・DV相談20件 (うち、本人、家族以外からの情報提供8件)	今後、関係機関との連携を強化し、更なる取り組みの充実を図る必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
64	5-(1)-② **「DV被害者に接する職員の研修機会の確保」** DV被害者に接する職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会を確保し、相談を受ける職員の資質を向上します。	子育て支援課	主	3	DV被害者に接する職員を対象として、講演を開催することで、DVに関する理解を深めるとともに、職員の資質の向上を図った。	講演「警察におけるDV・児童虐待事案の取組状況について」を児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会代表者部会において開催、出席者25名。	職員等の更なる資質向上のため、研修内容の充実を図る必要がある。
65	5-(1)-② **「配偶者暴力相談支援センター設置に向けた機能の整備」** DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センター設置に向け、機能を整備します。	子育て支援課	主	3	センター設置に向けて事例研究を行うとともに、センターで担う相談機能の一部について窓口等において実施した。	配偶者暴力相談支援センター機能のうち、 ・相談または相談機関の紹介 ・カウンセリング ・安全確保及び一時保護 ・自立のための援助 ・保護命令制度に関する援助 ・被害者居住保護施設利用の情報提供 について対応	センター設置に当たっては、被害者保護等の更なる研究が必要である。
66	5-(1)-② **「ケースに応じた相談・支援施策の研究」** 男性相談窓口やDV加害者対策などの施策について、調査・研究を行います。	子育て支援課	主	3	男性のDV相談窓口を周知することにより相談しやすい環境を促すとともに、相談窓口では男女の性差なく相談を受けた。	〔周知方法等〕 庁舎内男性用トイレ・子育て支援課に千葉県男女共同参画センターの男性電話相談の連絡先カードを設置。 〔相談件数〕 32件　うち男性3件	男性のための相談窓口があることの認知度向上が必要である。

・ 基本的施策 「③DV被害者保護及び生活再建支援の充実」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
67	5-(1)-③ **「緊急保護を求めるDV被害者等への支援」** 関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	子育て支援課	主	4	関係機関との連携を強化し、緊急保護支援が必要な被害者を適切に保護、支援することで被害者及びその子どもの安全を確保した。	〔緊急一時保護件数〕 相談件数20件 ・うち緊急一時保護施設入所2件	DV被害者支援は生命の危機に関わる内容が多いため、早急かつ適切な判断が求められるとともに、警察等の関係機関との更なる連携強化が必要である。
68	5-(1)-③ **「被害者の生活再建に向けた支援の実施」** 就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	子育て支援課	主	3	DV被害者の個々の相談に応じて情報の提供を行い、生活再建に向けて支援した。	〔情報提供〕 ・就労等：ハローワークやマザーズハローワークの紹介や職業訓練、千葉県男女共同参画センター主催の自立支援講座への参加申込み ・住居、生活：県営・市営住宅への入居、各種手当、生活保護等、担当課へ案内 ・就学：区域外通学、就学援助など担当課へ案内	相談支援者は多岐に渡る知識や情報を得ておく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

・ 基本的施策 「④関係機関との連携強化」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
69	5-(1)-④ **「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会の活動充実」** 地域における連携体制を強化させるため、各部会の活動を充実します。	子育て支援課 政策推進課	主	3	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会代表者部会及び実務者部会を開催し、DV防止と被害者支援のための連携体制を強化した。	「代表者部会」(H28.5.28) ・協議会構成機関等の機能と役割、協議会の現状報告及び講演「警察におけるDV・児童虐待事案の取組状況について」 27機関25名出席 「実務者部会(全体会)」(H28.9.29) ・協議会の現状報告及び講演「児童虐待の理解と対応―家族臨床の視点から―」 26機関50名出席 「実務者部会・個別支援部会」年12回 ・新規受理ケースの処遇方針決定、継続ケースの進行管理・処遇検討	地域における更なる連携体制の強化に向け、その役割を担う人員の確保に努める必要がある。
70	5-(1)-④ **「庁内連携体制の強化」** 情報の共有及び対応の統一化を図るため、庁内連携体制を強化します。	子育て支援課	主	3	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会を開催し、関係機関との連携を強化した。また、個別ケースについては、関係機関と情報共有し、庁内での役割分担を明確にしたうえで、対応した。	個別ケースに応じて、関係機関と情報共有し、連携を図った。 〔庁内関係機関〕 健康増進課、保育課(中央保育所、千代田保育所、ファミリー・サポート・センター)、学務課、指導課、青少年育成センター、障害者支援課、生活支援課、国保年金課、窓口サービス課、消防署	今後、関係機関との連携強化により、更なる取り組みの充実を図る必要がある。
71	5-(1)-④ **「民生・児童委員に対する研修の推進」** 地域に密着した活動を行っている民生・児童委員が研修を通じてDV等に関する理解を深められるよう支援します。	福祉政策課	関	4	「民生委員・児童委員協議会」の「女性・児童対策部会」において、子どもの貧困についての研修を行った。また、DV等に関する家庭支援の手引書を配布し、知識・理解を深めた。	「民生委員・児童委員協議会女性児童対策研究部会研修」(H28.6.30) 出席者41名	研修・視察の開催方法等については、協議会の運営体制を考慮しながら工夫する必要がある。

● 施策の方向 「(2)セクシュアル・ハラスメント等の暴力や性犯罪の防止」

評価:A

・ 基本的施策 「①セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
72	5-(2)-① **「セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に向けた啓発の推進」** セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力防止に関する意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	政策推進課 子育て支援課	主	3	国、県等からのパンフレットの設置依頼に適宜対応し、意識啓発を行うとともに、市政だよりや市ホームページを通じて相談先の周知を図った。	〔周知方法等〕 ・パンフレット設置(国・県からの依頼に適宜対応) ・市政だより「くらしの掲示板」毎月1日号の定例相談に相談窓口として連絡先を掲載 ・市ホームページ、DV相談窓口の案内を掲載	効果的な啓発について検討する必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向 A:十分な推進が図れた B:一定程度の推進が図れた C:あまり推進が図れていない D:推進が図れていない
取り組み 5:十分に取り組まれた 4:概ね取り組まれた 3:一定程度取り組まれた 2:あまり取り組まれていない 1:全く取り組まれていない ー:評価対象外

・ 基本的施策 「②性犯罪に対する安全対策の推進」

評価：A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
73	5-(2)-② **「防犯灯・街路灯の増設」** 防犯灯・街路灯を新増設し、だれもが、安心して外出できる環境づくりを推進します。	自治振興課	関	5	地域要望を原則に市防犯灯設置基準に照らし合わせ適正な設置に努め、だれもが安心して外出できる環境づくりを推進した。また、警察と防犯カメラの増設場所を協議し、安心して生活できる環境づくりに努めた。	〔一般防犯灯〕 ・新設…67基 〔都市核周辺道路照明灯更新〕 ・126基（141灯） 〔デザイン灯〕 ・LED更新…1基 〔防犯カメラ〕 ・既設64台 地域内における防犯灯照明度は、日本防犯設備協会が定める防犯灯の基準（クラスB＋）に保たれている。	−
74	5-(2)-② **「防犯パトロールの強化」** だれもが安心して暮らせるよう、自治会等と連携のもと、防犯パトロールの強化に取り組みます。	自治振興課	関	5	市民ボランティアである市民安全パトロール隊による防犯パトロール車を利用した市民巡回を行い、声掛け等の啓発を行うことで治安の向上が図れた。また、安全安心ステーションと地域団体や警察との連携を図ることで、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進した。	〔市民安全パトロール隊による防犯パトロール車出動回数〕 ・年813回 〔警察と地域自主防犯組織による合同パトロール〕 ・年24回	今後も犯罪件数の減少に向け、継続した取り組みが必要である。
75	5-(2)-② **「性犯罪を誘発する有害情報等の排除の実施」** 市内の巡回活動において、性の商品化を容認するような有害ビラや看板等の監視を行い、必要に応じて撤去等の措置を講じます。	青少年育成センター	関	5	青少年の健全育成及び非行防止を目的に実施している街頭補導・環境浄化活動の一環として、青少年育成センター職員と青少年補導委員による市内巡回時に性の商品化や暴力・DVを容認するような有害ビラや看板等の監視を行った。	〔青少年育成センター職員、青少年補導委員による市内巡回〕 ・56回実施（H27年度は25回） ・有害ビラ等の貼付ゼロ	今後も警察等の関係機関と連携を図りながら、監視していく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　ー：評価対象外

計画の推進

施策の方向	基本的施策	取り組み
(1) 市における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上	76　市職員への意識啓発の実施 77　教員等への意識啓発の実施 78　教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消
	②市女性職員の管理職への登用の推進	79　能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進 80　女性管理職の育成・登用
	③市職員の仕事と生活の両立の推進	81　市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 82　市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発
	④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進	83　セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施 84　セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施
(2) 計画の推進体制の強化	①市の推進体制の強化	85　男女共同参画推進本部の充実 86　男女共同参画審議会の開催
	②国・県・他市町村との連携	87　国・県との連携 88　他市町村との連携
	③市民との協働活動の推進	89　市民参加による男女共同参画推進の拡充
(3) 計画の成果を挙げる進行管理	①効果的な進行管理の実施	90　男女共同参画推進計画の進行管理の実施 91　市民意識調査の実施 92　市職員の意識調査の実施 93　事業所意識調査の実施の検討

計画の推進　男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

●　施策の方向 「(1)市における男女共同参画の推進」

評価：B

・ 基本的施策 「①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
76	**推進-(1)-①** **「市職員への意識啓発の実施」** 男女共同参画の意識を持って職務にあたることができるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主	4	市職員（管理職を含む）を対象に男女共同参画に関する研修を実施し、職員の意識啓発を図った。また、研修の実施にあたっては、対象者の範囲と目的を明示する等、研修に参加しやすい環境づくりに努めた。	「メンタルヘルス（ラインケア）研修」（H28.10.7） 〔参加者〕17名　・男性13名、女性4名 〔理解度〕理解できた16名（94.1%） 「男女共同参画、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスについて」（H29.2.3） 〔受講者〕計49名　・男性37名・女性12名 〔理解度〕（回答者47名） 　理解できた27名、ある程度理解できた19名（97.9%）	意識改革はすぐに効果が現れにくいため、継続実施の中で、職員の理解度を高めていく必要がある。
77	**推進-(1)-①** **「教員等への意識啓発の実施」** 性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、教員等への意識啓発を行います。	指導課	主	3	市教育委員会主催による人権教育研修会を開催し、教員等への意識啓発を行った。各学校では、性別にとらわれない指導に努めた。	「人権教育研修会」（H28.8.5） 〔参加者〕20名　・男性6名、女性14名 〔理解度〕 ・研修内容が有益であった　20名 （自由記述欄に、研修で学んだことを実践に生かしたいという感想が複数見られた。）	男女共同参画に関する内容について、焦点を当てて学ぶ機会の確保が必要である。
78	**推進-(1)-①** **「教員等の職務分担における固定化された性別役割分担の解消」** 性別にかかわらず、適材適所、能力開発の視点による教員等の職務分担を推進します。	学務課	関	3	性別にかかわらず、適材適所、能力開発の視点による教員等の職務分担を推進した。	〔県教育委員会による職員配置、女性比率〕 （小）校長16.7%、教頭0% （中）校長0%、教頭0% 〔学校長による職員配置、女性比率〕 （小）教務主任0%、研究主任58.3% （中）教務主任0%、研究主任40%	学校教職員に関しては、県教育委員会により、配置が決定する。各学校内での分掌については、学校長が決定する。市教育委員会としては、適切な人事配置がされるようサポートが必要である。

・ 基本的施策 「②市女性職員の管理職への登用の推進」

評価：A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
79	**推進-(1)-②** **「能力向上、意識向上のための各種研修への女性職員の参加促進」** 各種研修への女性職員の参加を促進し、行政能力の向上に努めます。	人事課	関	3	各種研修の開催に当たっては、対象者の範囲と理由を明示し、参加機会を平等に提供した。また、受講者に対して、研修受講履歴や職務状況の確認を行った上で、早い段階での通知や所属長への事前調整を行うなど、研修への参加を促進し、行政能力の向上に努めた。	「職員研修」受講者1,014名 男性749名（73.9%） 女性265名（26.1%） 「ダイバーシティ研修」（H29.2.14） 参加者27名　・男性23名、女性4名 〔理解度〕 ・理解できた21名（77.8%） ・わからない6名（22.2%）	性別に関係なく、研修目的に適した職員を受講対象者として研修を実施しているが、今後は女性職員に向けた研修を実施していく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　ー：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
80	**推進-(1)-②** **「女性管理職の育成・登用」** 女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。	人事課	主	5	性別にとらわれることなく、管理職の育成を行ない、人事評価及び人事考課の結果を考慮した適格な人材を登用した。なお、中長期的かつ組織横断的な人材育成の観点から、将来のグループリーダーとして部下への指導育成能力の向上を目的とした「メンター制度」を開始した。	〔市管理職に占める女性の割合〕 10.6% ・女性の課長級以上 11名 ・課長級以上の職員数 104名 〔市職員に占める女性の割合〕 28.1% ・女性職員数 172名 ・職員数 612名 （H29.4.1現在）	管理職を育成するためには、中長期的な視点での育成が必要となることから、短期的な数値成果は表れにくい。

・ 基本的施策 「③市職員の仕事と生活の両立の推進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
81	**推進-(1)-③** **「市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」** ノー残業デーの普及や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、市職員への意識啓発を行います。	人事課 政策推進課	主	4	時間外勤務の上限の目標を年間360時間、月45時間と定め、効果的な業務遂行による時間外勤務の縮減と年次休暇等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。また、働きやすい職場環境の形成を目的に、セルフケア「ストレスチェック」を行い、高ストレス者には面接指導推奨を行った。	〔啓発方法等〕 「時間外勤務の縮減等について」全職員向けイントラネットで通知 ・(H28.4.1)退庁時間の前倒し、時間が勤務時間数の上限設定、・(H28.7.20)九都県市一斉NO残業DAY！、・(H28.8.30)ノー残業デー、週休日等の振替の徹底等 セルフケア「ストレスチェック」の実施（H28.12.13～12.22） 〔職員の総残業時間〕 91,710時間（前年プラス1.37%） 〔市職員の休暇〕 ・総休暇日数 4,681.9日 ・個人の平均休暇日数 13.3日（H27…11.7日）	新規事業への対応や住民ニーズの高度多様化に伴い、年々事務量が増加する中、現状の職員数においていかに効率的に業務を遂行するか、所属部署単位での工夫が必要である。
82	**推進-(1)-③** **「市職員への育児・介護休業制度活用の普及・啓発」** 育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	人事課	主	3	産前産後休暇取得前の女性職員、配偶者の出産を控えている男性職員への育児休業制度等の説明を実施した。また、介護休業について、希望する職員への制度説明を実施した。	〔育児休業取得者〕 男性 3人（20.0%） 女性 2人(100%) 〔介護休業取得者（希望者に対する取得率）〕 男性 1人(100%) 女性 0人(100%) ・第三次四街道市特定事業主行動計画 項目「子どもの出生時における父親の休暇の取得促進」「男性職員の育児休業等の取得促進」	特に男性職員の育児休業取得率の向上を図る必要があるが、職場の雰囲気などの環境改善や男性が子育てに関わり易いよう時間外勤務の抑制や年休取得率の向上などの対策を今後も継続して実施する必要がある。

・ 基本的施策 「④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進」

評価：A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
83	**推進-(1)-④** **「セクシュアル・ハラスメントに係る市職員への研修会の実施」** セクシュアル・ハラスメント防止に向けた市職員への研修を実施します。	人事課	主	4	庁内研修において、ストレスのない職場を目指し、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントのない職場の実現に向けてハラスメント予防対策研修を行い、組織で起こりうるハラスメントの正しい知識を習得し、職場での予防と対策強化を図った。また、研修実施により、人権が守られる社会の形成を促進した。	「ハラスメント予防対策研修」(H28.6.28) 〔参加者〕15名 ・男性9名、女性6名 〔理解度〕 ・理解できた13名（86.7%） ・わからない2名（13.3%）	セクシュアル・ハラスメント対策の推進は社会的にも重要な課題であることから、今後も継続して研修を行っていく必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
84	**推進-(1)-④** **「セクシュアル・ハラスメントに係る市職員からの相談の実施」** 市職員からのセクシュアル・ハラスメント相談に対応します。	人事課	主	4	職員からのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、その他のすべての悩み事などの相談受付を随時実施することで、職員のハラスメント防止及びメンタルケアを図った。また、庁内研修において、組織で起こりうるハラスメントの正しい知識を習得するために、ハラスメント予防対策研修を行い、職場での予防と対策強化を図った。	「24時間何でも相談無料電話サービス」(民間会社委託、24時間対応) ・研修等での案内回数…2回 ・利用件数…5件 「ハラスメント予防対策研修」(H28.6.28) 〔参加者〕15名 ・男性9名、女性6名	セクシュアル・ハラスメント対策の推進は社会的にも重要な課題であることから、今後も継続して研修を行っていく必要がある。

● 施策の方向 「(2)計画の推進体制の強化」

評価:B

・ 基本的施策 「①市の推進体制の強化」

評価:A

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
85	**推進-(2)-①** **「男女共同参画推進本部の充実」** 幹事会を含め検討内容等の充実に努め、男女共同参画推進本部の機能強化を図ります。また、研修機会を設け、委員等のさらなる資質向上を図ります。	政策推進課	主	4	本部会・幹事会を開催し、第3次計画の実施状況評価を行った。また幹事会職員を含む職員向けの研修を実施し、委員等の更なる資質の向上を図った。	「男女共同参画、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスについて」 〔受講者〕49名 :男性37名、女性12名 〔理解度〕(回答者47名中) ・理解できた 27名 ・ある程度理解できた 19名 ・あまり理解できなかった 1名 ・理解できなかった 0名	-
86	**推進-(2)-①** **「男女共同参画審議会の開催」** 男女共同参画審議会への出席をしやすくするため、曜日や時間、場所等に配慮した開催に努めます。	政策推進課	主	4	審議会に多くの委員が出席しやすくなるよう、会議開催日を休日に設定した。	「平成28年度第1回男女共同参画審議会」(H28.11.3) ・祝日開催 ・欠席者3名	各委員が出席しやすい日程調整に今後も継続して取り組む必要がある。

・ 基本的施策 「②国・県・他市町村との連携」

評価:B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
87	**推進-(2)-②** **「国・県との連携」** 国・県との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	政策推進課	主	3	国からのポスター・パンフレット等を配布・設置し、情報提供を行った。また県主催の会議・研修に出席し、県及び市町村間における情報の共有化を図ったほか、県事業について広報及び運営協力を行った。さらに、千葉県男女共同参画地域推進員事業と連携を行った。	・千葉県男女共同参画地域推進員事業「幼稚園出前講座」:参加者47名(関係者含む) ・千葉県男女共同参画地域推進員会議:地域推進員9回、市職員6回出席 ・千葉県男女共同参画推進員事業全体報告会出席	今後は、本市における男女共同参画事業のより高い事業効果をあげるため、国・県事業との連携等を模索する必要がある。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　5:十分に取り組まれた　4:概ね取り組まれた　3:一定程度取り組まれた　2:あまり取り組まれていない　1:全く取り組まれていない　ー:評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
88	**推進-(2)-②** **「他市町村との連携」** ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、他市町村との連絡を密にし、施策の推進に取り組みます。	政策推進課	主	3	県内29市町により構成される「ちば男女共同参画行政担当者連絡会議」に出席し、意見交換を行い、男女共同参画の施策の推進を図った。また、千葉県男女共同参画地域推進員会議において、構成市町と女性活躍推進法に関する情報交換、構成市町での男女共同参画に関する取り組みやイベント等の情報交換、情報収集に努め、施策の参考とした。	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議 （印西市） ・各市町情報交換会	他市町との連携を更に強化し、先進事例などを参考に、事業の充実を図る必要がある。

・ 基本的施策 「③市民との協働活動の推進」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
89	**推進-(2)-③** **「市民参加による男女共同参画推進の拡充」** 男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民参加を推進します。	政策推進課	主	3	男女共同参画フォーラム実行委員会主催事業の支援を行い、市民参加の推進を図った。なお、男女共同参画審議会については、委員15名のうち4名の公募市民を登用しており、市民参加が図られている。	・男性のための応援料理教室 「家でつくる本格イタリアン」男性16名参加 ・女性をとりまく環境学習 「女性と貧困」女性14名・男性2名　計16名参加 ・避難所運営と災害時の女性の視点理解 「いざという時の避難所シミュレーション・ワーク」 女性8名・男性6名　計14名参加	より多くの市民参加が図られるよう、広報等を工夫する必要がある。

● 施策の方向 「(3)計画の成果を挙げる進行管理」

評価：B

・ 基本的施策 「①効果的な進行管理の実施」

評価：B

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
90	**推進-(3)-①** **「男女共同参画推進計画の進行管理の実施」** 計画事業について、適正な進行管理、事業評価を行います。また、進捗状況等をわかりやすく公表します。	政策推進課	主	4	第3次計画の実施状況について、庁内調査を実施し、男女共同参画推進本部において、総合的な評価を行った。また、評価結果については、男女共同参画審議会の意見を付した上で、市政だよりや市ホームページにて公表し、市民を含めた共通理解の推進を図ったほか、推進の停滞が見られる取り組みに関しては、所管課と連携し、推進の補助を行った。	・市政だより掲載 ・市ホームページ更新（随時） ・所管課への男女共同参画に関する情報の提供や配布物の配架依頼	進捗状況の芳しくない取り組みに関しては、より積極的に男女共同参画に資する取り組みを強化するようアナウンスする必要がある。
91	**推進-(3)-①** **「市民意識調査の実施」** 市民の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市民意識調査を実施します。	政策推進課	主	－	中間年度に当たる平成29年度実施予定	中間年度に当たる平成29年度実施予定	－

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A：十分な推進が図れた　B：一定程度の推進が図れた　C：あまり推進が図れていない　D：推進が図れていない
取り組み　　　　　5：十分に取り組まれた　4：概ね取り組まれた　3：一定程度取り組まれた　2：あまり取り組まれていない　1：全く取り組まれていない　－：評価対象外

No.	取り組み及び内容	担当課	区分	評価	主な実施・成果の内容	主な実施・成果のデータ	実施上の課題
92	**推進-(3)-①** **「市職員の意識調査の実施」** 市職員の男女共同参画に関する意識の実態を調査するため、定期的に市職員意識調査を実施します。	政策推進課	主	－	中間年度に当たる平成29年度実施予定	中間年度に当たる平成29年度実施予定	-
93	**推進-(3)-①** **「事業所意識調査の実施の検討」** 事業所の男女共同参画に関する意識の実態を調査するための意識調査の実施に向けた検討を行います。	政策推進課	主	３	調査対象事業所の規模や実施方法などの検討が必要である。	-	調査方法に検討が必要である。

評価の目安
基本的施策、施策の方向　A:十分な推進が図れた　B:一定程度の推進が図れた　C:あまり推進が図れていない　D:推進が図れていない
取り組み　　　　　　５:十分に取り組まれた　４:概ね取り組まれた　３:一定程度取り組まれた　２:あまり取り組まれていない　１:全く取り組まれていない　ー:評価対象外